

平成 21 年 7 月 29 日
福祉部介護保険課

地域密着型サービス事業者の指定更新について

1 区内指定地域密着型サービス事業者

区内の指定地域密着型サービス事業者について、介護保険法(平成 9 年法律 123 号、以下「法」という。)第 78 条の 11 および第 115 条の 19 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日	指定更新年月日
薬師堂グループホーム	練馬区貫井 4-25-25	医療法人社団 平真会	9 名	平成 15 年 8 月 1 日	平成 21 年 8 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 27 年 7 月 31 日)
<p>実地指導の結果(平成 19 年 5 月 31 日実施)</p> <p>「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号)」に照らして、特に指定更新の支障となるような事項はなかった。</p>					
<p>指定更新時の確認事項等</p> <p>「練馬区指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則」等に定めた以下の申請書類等について確認し、特に指定更新の支障となるような事項はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定更新申請書 ・更新に係る記載事項 ・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・事業所の就業形態・職員の勤務形態一覧表 ・管理者経歴書 ・職員の資格証の写し ・運営規程 ・当該申請に係る資産の状況 ・地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ・法第 78 条の 2 第 4 項各号又は第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないことを誓約する書面 ・役員名簿 					

2 区外指定地域密着型サービス事業者

平成 18 年 3 月 31 日以前から、練馬区民が利用している区外指定地域密着型サービス事業者（みなし指定事業者）について、介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 11 および第 115 条の 19 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外のみなし指定の更新については、みなし指定にかかる被保険者のみに効力を有することとなる。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日	指定更新年月日
はびね蕨	埼玉県蕨市南町 1-11-2	株式会社 ケア・リンク	9 名	平成 15 年 8 月 1 日	平成 21 年 8 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 27 年 7 月 31 日)
<p>蕨市における指定更新の結果</p> <p>「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）」に照らして、特に指定更新の支障となるような事項はなかったので更新予定である。</p> <p>外部評価の結果の概要（WAM - NET より抜粋）</p> <p>評価機関名称 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 福祉サービス評価センター</p> <p>評価実施期間 平成 20 年 3 月 13 日</p> <p>外部評価で確認された事業所の特徴</p> <p>・当ホームは、法人内にあつて研修の機会が多く、ケアの質の向上に向けて取り組んでいる。開設してから 7 年という長年の積み重ねもあり、地域に密着した取り組みがしっかり根付いている。運営推進会議に地域の代表として町会長、市町村、包括支援センターの参加もある。また、地域の障害者施設との交流や、町の消防団との相互援助を結び合同訓練も定期的に行われている。医療面でも法人の良さが活用され、緊急時や終末期に適切な対応ができる等、利用者や家族、職員から安心を得ている。家族との関わりも多く、運営推進会議の参加や家族会で意見交換がされる等、開放的な雰囲気が感じられる。開設以来の利用者には状態の変化も見られる中、「その人らしく暮らす」という理念に沿ったケアの実現に取り組んでいる姿勢が伺える。</p> <p>評価報告書の内容</p> <p>項目 30 項目</p> <p>「取り組みが実施されている項目」 28 項目</p> <p>「取り組みを期待したい項目」 2 項目</p> <p>職員の異動等による利用者へのダメージを防ぐ取り組み。</p> <p>利用者と職員と一緒に食事を楽しむなど、介助する一方にならないような取り組み。</p>					